

# 耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

平成 年 月 日

河 南 町 長 あて

申 告 書 住所又は所在  
(納税義務者)

氏名又は名称

電 話 番 号 ( ) -

地方税法附則第15条の9第1項の規定による耐震改修が完了しましたので、河南町税条例第6条の2第6項の規定に基づき、下記のとおり申告します。

## 記

所 有 者 (納税義務者)	住 所	
	氏名又は名称	
家 屋 に 関 する 事 項	所 在 地	河南町
	家 屋 番 号	
	種 類	居 宅 その他 ( )
	構 造	
	床 面 積	m <sup>2</sup>
	建 築 年 月 日	昭和 年 月 日
	登 記 年 月 日	昭和 年 月 日
耐 震 改 修 に 関 する 事 項	耐 震 改 修 の 完 了 年 月 日	平成 年 月 日
	耐 震 改 修 に 要 した 費 用	円
耐震改修完了後、3ヶ月以内に申告書を提出できなかった場合は、その理由		

添付書類等詳しくは、裏面をご覧ください。

## 【添付書類】

改修後の家屋の耐震基準適合証明書等  
耐震改修に要した費用を証する書類  
家屋の見取図

## 【添付書類の説明】

証明書等は

- ・ 建築士、登録住宅性能評価機関又は指定確認検査機関から発行されます。
- ・ 証明書の発行には、実費及び技術料などに係る証明手数料が必要です。
- ・ 住宅性能評価書の場合、耐震改修が行われた後に交付を受け、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が、等級 1、等級 2 又は等級 3 であるものに限りません。

の耐震改修に要した費用を証する書類は、耐震改修工事にかかった費用が、30 万円以上であることを確認するための書類です。

## 【要件】

昭和 57 年 1 月 1 日以前から存在する住宅用家屋で、平成 18 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に次の耐震改修工事が完了した住宅が対象

- ・ 建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合する耐震改修
- ・ 耐震改修工事費が 30 万円以上

## 【減額期間】

平成 18 年～平成 21 年の改修分

- ・ 完了した年の翌年度から 3 年間

平成 22 年～平成 24 年の改修分

- ・ 完了した年の翌年度から 2 年間

平成 25 年～平成 27 年の改修分

- ・ 完了した年の翌年度から 1 年間

## 【減額される額】

耐震改修した住宅家屋の固定資産税の 2 分の 1（1 戸当り床面積 120 m<sup>2</sup>相当分まで）

## 【問い合わせ先】

河南町役場 住民部 税務課 固定資産税係 電話：0721-93-2500